

ID: 807

担当部署: まちづくり部 都市計画課

処分の概要	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条の8第5項・第99条第1項の準用)		
法令名 根拠条項	都市再開発法 第118条の28第2項		
法令番号	昭和44年法律第38号		
【基準】 準用する法第99条の8第5項において準用する法第99条第1項の規定による。 (費用の徴収) 第99条 市町村長は、前条第1項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転するに要した費用を第96条第3項の規定により土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日